に鹿児島県薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町、熊毛郡中種子町、南種子町及び屋久島町並びに大島郡大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百五十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道

二　地域再生計画の名称　北海道地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　北海道の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第八十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　青森県

二　地域再生計画の名称　津軽地域の地場産業を支える港づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　五所川原市及び青森県西津軽郡鰺ヶ沢町の区域の一部（十三漁港及び七里長浜港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩手県及び岩手県二戸郡一戸町

二　地域再生計画の名称　岩手県北地域の産業・観光資源有効利活用による地域活性化計画（第二期）

三　地域再生計画の区域の範囲　岩手県二戸郡一戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福島県及び福島県東白川郡塙町

二　地域再生計画の名称　奥久慈の自然・文化を活かしたふるさとづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　福島県東白川郡塙町及び矢祭町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県稲敷郡美浦村

二　地域再生計画の名称　「人と自然が輝くまち」美浦村再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　茨城県稲敷郡美浦村の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（四の六）

○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百五十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　千葉県

二　地域再生計画の名称　県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　銚子市、館山市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに千葉県香取郡神崎町、多古町及び東庄町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸南町の全域並びに木更津市、成田市、市原市、君津市、富津市及び袖ケ浦市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（四の五⑥）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第百四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県及び糸魚川市

二　地域再生計画の名称　翠のふるさとづくり・地域資源活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　糸魚川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百九十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年三月十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年三月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県

二　地域再生計画の名称　新潟県中越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画